

蔵王町

農業委員会だより

農地を守り活かす
農業委員会
蔵王町農業委員会事務局
☎0224-33-3003



女性農業委員登用の要請

令和4年11月7日、宮城県農業会議中村功会長、みやぎアグリレディス21伊藤恵子会長が役場を訪れ、農業委員会への女性委員登用促進のための要請書が町長、議長、農業委員会会長に提出されました。地域農業の将来を見据えた持続的な取り組みを推進するためには、熱意と行動力のある多様な担い手、とりわけ女性の力が求められています。国の「男女共同参画基本計画」では女性農業委員の登用率30%を目指しており、蔵王町における女性農業委員登用の目標は3名となっております。農業や地域活動に取り組む女性の皆さん、豊かな農村を守り地域農業を元気にしていくために、ぜひ農業委員会で活躍しませんか。

内 容

今回の
農業委員会
だより

- 農業委員会の女性委員登用要請……………1P
- 農業委員・推進委員を募集します／きらり☆女性農業委員……………2P
- 農業経営基盤強化促進法改正の概要～人・農地プランから地域計画へ……………3P
- 令和4年度蔵王町農業作業料金・労働賃金の標準……………4P
- 農地の賃借料情報……………5P
- 農地の権利取得の下限面積要件が撤廃されます／活動紹介……………6P

農業委員・推進委員を公募します

蔵王町農業委員会の「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」は、令和5年7月19日が任期満了になるため、下記のとおり農業委員・推進委員の候補者を公募します。

- 1. 応募方法** 推薦・応募届出書に必要事項を記入の上、期限まで蔵王町農業委員会あてに提出してください。
- 2. 募集人員**
 - (1) 農業委員9名(うち認定農業者5名以上、農業者以外の方1名)
 - (2) 農地利用最適化推進委員13名(地区ごと定数があります。)
- 3. 委員の任期** 3年(令和5年7月20日から令和8年7月19日まで)
- 4. 応募資格等** 原則として蔵王町に住所を有する方で、農業者、農業以外で公平な判断ができる方(1名)、認定農業者(農業委員の過半)で、**若手、女性の方の登用が求められています。**個人の応募も可能ですし、各行政区、農業関係団体、農業者3名以上からの推薦もできます。(推薦は本人の承諾を得てください。)
- 5. 応募期間** 令和5年4月1日(土)[告示日]から令和5年4月28日(金)まで
※書類の受付は4月3日(月)から
- 6. その他**
 - (1) 農業委員と推進委員の両方同時に推薦・応募することもできます。
 - (2) 推荐・応募のあった候補者については、農業委員、推進委員それぞれの候補者評議委員会で評価され、農業委員は蔵王町議会の同意を得て、町長より任命されます。推進委員は蔵王町農業委員会総会の決定後、蔵王町農業委員会より委嘱されます。
 - (3) 公募実施要項及び推薦・応募届出書様式は町ホームページに掲載するほか、農業委員会事務局で配布します。
 - (4) 農業委員及び推進委員の活動は、町ホームページに掲載しておりますのでご覧願います。

(<https://www.town.zao.miagi.jp/>)



きらり★女性農業委員

佐藤 ゆりさん

蔵王町農業委員会には、3人の女性委員がありますが、そのうちの1人、佐藤ゆりさんを紹介します。

ゆりさんは、農業委員に就任して4期目、11年になります。

家業である丸治農園にて、ご主人と共に町の特産品である、甘くて香り高いりんご「蔵王はるか」を主に栽培しています。



「保育士として勤めながら農家である主人の手伝いをしていましたが、いつか自分も本格的に農業を始めたいと思っていました。始めるなら自分が元気なうちにと、定年前に退職し農業を専業としました。保育士のやりがいは人が育つ樂しみにありますが、農業も同じで自分が作ったものが育っていく樂しみがとても魅力的です。お客様の反応を直接感じられることも大変やりがいがあります。」と農業の魅力について話してくれました。

「夫も家族も委員として活動することに理解があり、そのおかげで長く続けることが出来ています。食べ物はとても大事なもの。自分が作ったものを食べる喜びを多くの人に味わってもらえたたら嬉しいですね。」と笑顔で語るゆりさんでした。



農業経営基盤強化促進法改正の概要

～人・農地プランから地域計画へ～

これまで、人・農地プランを策定し実質化を進めてきましたが、人口減少や高齢化に伴い、農業者の減少や耕作放棄地の拡大、農地が適切に利用されなくなることが地域農業の課題となっています。

地域のみなさんのご努力で守り続けてきた農地を次の世代に引き継いでいくため、農地が利用しやすくなるよう、幅広い世代や立場の方々の意見を取り入れ、地域一体となり話し合うことが求められています。

こうしたことを受け、令和4年5月20日に農業経営基盤強化促進法が改正され、地域計画策定の取り組みが必要となりました。

令和5年4月1日から「人・農地プラン」の名称が 「地域計画」に変わります。

これまでの「人・農地プラン」と「地域計画」では何が違うの?
具体的にどんなことが必要になるの?



「人・農地プラン」とは

地域の農業者や関係者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体や地域の農業の将来のあり方等を明確にして、市町村より公表される計画を「人・農地プラン」と呼びます。

「地域計画」とは

令和5年4月1日に施行が予定される農業経営基盤強化促進法の改正により、「人・農地プラン」は「地域計画」と名称を変えて同法に位置付けられます。

「地域計画」では、新たに10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成します。農業委員会はこの目標地図の素案を作成することとなっていますので、これまで以上に農業者等の意向把握を進めることができます。

1. 地域農業における将来のあり方を検討します。

地域で抱える農業の実情や課題を踏まえて目指す将来の地域農業について協議します。

- 野菜や果樹などの高収益作物へ転換したい
- 有機農業の導入を検討している
- 担い手不足や高齢化により集落に働き手がない
- イノシシ被害や水利条件など耕作に不向きな農地をどのように維持管理していくか
- 地主が遠方に住んでいたり（不在地主）農地を手放したい意向がある

2. どの農地をどのように利用していくか検討します。

できる限り農地として利用することを基本としつつ、地域の守るべき農地を明確にする、色々な努力を払っても利用が難しい農地は保全等を進める区域にするなど、将来の見込みも踏まえた利用方法や課題の解決策を協議します。



3. 地域計画・目標地図を策定します。

1、2で協議した農業者の意向・地権者住民の意向・農地の利用意向などを地図化し10年後の将来に目指すべき姿として地域計画・目標地図を策定します。

令和5年度 蔵王町農業作業料金・労働賃金の標準額

令和5年度の農業作業料金並びに労働賃金の標準額について、関係者及び関係機関団体と協議のうえ、下記のとおり設定しました。農作業の受委託をする際の目安としてご利用ください。

区分	作業名	摘要	単位	標準額（うち消費税等）円	備考	
耕耘	耕耘起	ロータリー	10a	⑩ 6,380 (580) ○ 6,160 (560) ㉞ 5,830 (530)	⑩10a未満のほ場 ○10a以上～30a未満のほ場 ㉞30a以上のほ場	
	深耕	プラウ	10a	6,600 (600)		
	代かき		10a	⑩ 6,600 (600) ○ 6,380 (580) ㉞ 6,050 (550)		
田植え	機械植え	苗別	10a	⑩ 9,900 (900) ○ 8,800 (800) ㉞ 7,040 (640)	側条施肥を行う場合は1,100(100)円増しとし、40kgを超える場合は220(20)円増しとする。(肥料代は除く。)	隅植えは除く。
	畦畔作り		10m	550 (50)	片側のみ	
	稚苗		1箱	770 (70)	育苗ハウス渡し	
水田作業	水稻直播栽培		10a	5,500 (-)	直播播種、鉄粉コーティング代とする。(種子、鉄粉代は除く。)	
	動噴背負機械持込み			880 (80)		
	薬剤散布	ブームスプレーヤ	10a	5,500 (500)	薬品代(除草剤散布も含む。)は除く。	
		農業用ドローン		1,320 (120)		
		モーターポート		1,320 (120)		
収穫・乾燥・調整	肥料散布	水稻に限る	10a	1,100 (100)	肥料代は除く。	
	自走脱穀料		10a	9,020 (820)		
		水稻調製のみ	60kg	990 (90)		
		乾燥調製	60kg	1,230 (111) 1,368 (124) 1,716 (156) 2,311 (210) 2,887 (262) 3,175 (288)	半乾水分粉 15.1% ~ 16.0% " 16.1% ~ 18.0% " 18.1% ~ 20.0%	
		色彩選別	30kg	330 (30) 550 (50)	生粉 " 20.1% ~ 25.0% " 25.1% ~ 30.0% " 30.1%以上	
畑作業	稻収穫一貫作業	コンバイン(カッタドロッパ)	10a	⑩ 37,730 (3,430) ○ 36,740 (3,340) ㉞ 33,110 (3,010)	刈取運搬乾燥	倒伏状態の場合。
		コンバイン(結束あり・糸持)		⑩ 41,030 (3,730) ○ 40,040 (3,640) ㉞ 36,410 (3,310)	70%以上	11,000(1,000)円増し
					50~70%	5,500(500)円増し
	耕耘起	ロータリー	10a	5,940 (540)		20~50%
		プラウ(一連)		7,920 (720)		
		プラウ(二連)		6,270 (570)		
その他	薬剤散布	ブームスプレーヤ	10a	4,400 (400)	薬品代(除草剤散布も含む。)は除く。	
	堆肥散布	マニュアスプレッダ	10a	3,630 (330)	堆肥代は除く。	
	果樹剪定		1日	13,000 (-)	電動式持込の場合、それ以外は双方協議する。	
	摘果			8,000 (-)	作業の難易、受託者の熟練度や経験等を考慮し、労使双方で協議のうえ決定してください。	
	一般農作業		1日	8,000 (-)		
草刈作業	刈払機		1時間	1,650 (150)	機械、燃料持込、刈り倒し	
	畦草刈機		1時間	3,300 (300)	機械、燃料持込	
	自走草刈機		1時間	5,775 (525)	機械、燃料持込、刈幅150cm	

- (1) この農作業賃金標準額表の金額は、消費税等込みの総額表示です。
 (2) 課税売上高(農作業受託料金を含む)が、1,000万円以上ある方は、消費税の課税事業者になります。
 (3) ほ場等の条件で、農作業の能率に著しい差異がある場合は、両者で協議の上決定してください。
 (4) 1日の労働時間は8時間とし、8時間を超す場合は、両者で協議の上決定してください。
 (5) 上記の金額は、あくまでも目安です。両者で話し合って料金を決めてから作業を受委託してください。

☆ 農作業受委託は、お互いの信頼関係が大切です! 信頼関係を築いて行いましょう ☆

大河原農業改良普及センター・みやぎ仙南農業協同組合・蔵王町農林観光課・蔵王町農業委員会

蔵王町農地賃借料情報

農地法第52条に基づく賃借料情報(令和4年1月から12月までに締結されたもの)をお知らせします。契約の際には、ほ場条件等を考慮し、当事者間で十分に話し合い、賃借料を決めてください。

令和5年1月公表

蔵王町農業委員会

1. 田(水稻)の部

町全域	有償による 賃貸借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃貸借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
	186	7,000	15,661	3,442	19	0

地区名	有償による 賃貸借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃貸借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
曲竹	25	5,200	5,150	5,150	—	0
矢附	14	5,200	5,150	5,150	—	0
円田	31	7,200	10,537	3,482	3	0
平沢	56	9,300	15,358	5,150	—	0
小村崎	9	10,600	15,661	5,150	—	0
宮	51	5,100	5,150	3,442	16	0

2. 畑の部

町全域	有償による 賃貸借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃貸借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
	37	7,200	10,300	2,605	7	0

- * 1 データ数は、集計に用いた筆数です。(地区ごとの全データによる平均額の170%を超えるもの及び30%未満のものは、特殊な取引であるとして集計から除外しています) また、地区ごとのデータ数が5件に満たない場合は、信頼性のある平均値が算出できないため、掲載しておりません。
(塩沢・遠刈田) 賃借料は近隣地区の平均等を参考にしてください。
- * 2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、玄米60kg当たり10,300円(令和4年産米概算金)に換算しています。
- * 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- * 4 「田(水稻)の部」の「(参考)町全域」の平均額は、地区ごとの平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値です。賃借料0円のデータは含まれていません。
- * 5 「畠の部」は、地区単位ではデータ数が少ないため、町内全域で一括して算出しています。
- * 6 「無償による賃貸借データ数」の欄には、賃借料を0円(使用賃借)で契約したもののが筆数を参考までに示しています。

農地取得に必要な「下限面積要件」が廃止されます

農地法第3条により、農地の権利移動の許可を得るために、「許可後の権利取得者の耕作面積が下限面積以上となること」を要件の1つとしており、蔵王町全域で50アールに設定しています。

2023年4月1日に改正農地法が施行され、下限面積が廃止されることに伴い、農業委員会が設定している下限面積も廃止されることになります。今後は耕作面積の大小に関わらず、農地の取得が可能になるため、意欲的に農業に取り組む方々の農地取得への後押しとなります。

ただし、権利取得に必要なその他の要件は引き続き継続となりますので、ご注意ください。

農業委員会

活動紹介

蔵王町農業委員会では、違反転用の確認や遊休農地の発生防止・解消に努めています。遠刈田地区では、定期的に委員が集まり、農地の適正な利用を推進するために農地の利用状況の確認・調査を実施しています。



9月1日、第7回宮城県農業委員会大会が名取市文化会館にて開催されました。蔵王町からは16名の農業委員・農地利用最適化推進委員が出席し、農地利用の最適化、実践的な活動事例を紹介していただき、地域計画の策定に向けた農業委員会の役割、どのように取り組んでいけば良いかについて学びを深めました。

農業新聞を購読しませんか



国の農業情報はもちろんのこと
地域に特化した記事も多数あります。
ぜひ、ご購読ください。

毎週金曜日発行
購読料 月700円

(送料、消費税込)

全国農業新聞に関する
お問い合わせは、農業委員会まで。

農業者年金に加入しませんか 農業者年金で豊かな老後生活を送りましょう!

【農業者年金の6つのメリット】

- ① 農業に年間60日以上従事する国民年金第1号被保険者は、加入することができます(60歳未満に限る。ただし、国民年金の任意加入者は65歳未満まで加入可能)
- ② 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です。
- ③ 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められ、加入後いつでも見直すことができます。
- ④ 終身年金で80歳前に亡くなられても、死亡一時金があります。
- ⑤ 税制面で大きな優遇措置があります。
- ⑥ 一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります。

